

総額表示の義務付けとは？

令和3年4月1日より

総額表示とは、値札などに税込み価格を表示することにより、消費者が商品などの購入を判断する前に「消費税額を含んだ価格」を一目で分かるようにするものです。課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品や役務などに係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。



1. 対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられます。

事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

2. 具体的な表示例

価格表示の方法は、商品やサービス、あるいは事業者によって様々な方法がありますが、「税込価格」が明示されているかどうかポイントとなります。

	 明瞭に表示されているといえる例	 明瞭に表示されていない例
①税込価格表示の文字の大きさに問題がある例	9,800 円	9,800 円 <small>(税込 10,780 円)</small>
②文字間余白、行間余白に問題がある例	(税込 10,780 円)	9,800 円 <small>(税込 10,780 円)</small>
③背景の色との対照性に問題がある例	9,800 円 (税込 10,780 円)	9,800 円 (税込 10,780 円)

3. 対象となる表示媒体

対象となる価格表示は、商品本体による表示（商品に添付又は貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。

なお、口頭によるもの、見積書や契約書又は決済段階で作成される請求書や領収書は、総額表示義務の対象とはなりません。

その他詳細は国税庁ホームページを参照ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止による行事等の変更について

● 第27回通常総会（6月18日（金）開催）

青色会館において規模を縮小して開催いたします。
当日は**通常業務は行いません**のでご了承ください。

● 第46回女性部総会

開催内容や規模を縮小し、女性部役員等で開催する事となりました。



一般社団法人

相模原青色申告会からのお知らせ

電話 (042) 756-4104 予約電話受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時

弥生会計体験教室<予約制>

青色申告特別控除55万円適用のために

弥生会計体験教室は、「これから記帳はパソコンで」という方を対象に、【弥生会計】を使用し、会計ソフトの体験を行います。実際に体験してみてから、導入するかご検討ください。

<1日コース> 午前：伝票の起票等 / 午後：パソコン設定・入力

- <日時> 6月8日(火)・6月9日(水)・7月21日(水)の内1日受講
午前10時～午後3時30分頃まで(12時～1時まで昼休み)
- <会場> 青色会館3階(相模原市中央区中央3-11-5)
- <申込み> 事前に電話にてお申込みください。
- <定員> 先着6名 <<定員になり次第締め切ります>>
- <持ち物> 筆記用具
- <受講料> 4,000円(資料代・パソコン借用代含む)
- <講師> 本会職員
- <対象者> 事業所得者(不動産所得者の方はご相談ください)
- <その他> マウスの操作、文字入力ができる方を対象とします。
※本会のパソコンを使用しての体験となります。



税理士による無料相談<予約制>

- <日時> 6月8日(火)・7月13日(火) 午後1時30分～(1組30分程度)
- <会場> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話相談となります。
(対面相談が可能となりましたら予約いただいた方へご連絡いたします。会場は青色会館2階となります。)
- <申込み> 相談日の1週間前までに電話にてご予約ください。
- <定員> 各日先着4名【予約制】
- <相談内容> 相続税・贈与税・法人の設立・所得税・消費税等の税務に関する個別相談
- <相談員> 本会 税理士部会会員
- <その他> 税理士関与されていない方が対象です。



当会では記帳相談等を通年予約制で行っています。事前にご予約をお願いします。第1・第3土曜日も開館しております。ぜひご利用ください。